資料4

安曇野市景観計画及び景観条例の改定・改正検討ポイントに対する前回審議会（2/16）の意見への対応

項目	第34回安曇野市景観審議会での主な意見概要	対応方針	計画・条例等の対応・参考ページ
① 事前協議制度の導入について			
② 制限高への対応強化について	・高さの算定方法に屋外広告物も含まれることを明記すべきではないか。 ・市内各所で高さ制限はさまざまあると思いますが、どの地域が何メートル規制なのか視覚的にわかるものはあるか。 ・景観に対する思いは同じでも、制限高を高さ30mに設定した趣旨や事前協議制度のしくみなど誤解されやすい点を説明するためのQ＆A資料があるとよい。	・景観条例施行規則第３条第１項及び景観計画別紙１の景観づくりの基準（１）高さ・規模の基準の注釈に記載の高さの定義に、「屋外広告物」も高さの算定対象に含む旨を明記しました。 ・エリアや区域ごとの高さ制限については、ガイドライン8ページの断面イメージを掲載しています。 ・周知方法については現在検討中ですが、いただいたご意見を参考に、丁寧な周知・説明に努めます。	景観計画（案）p.別紙1-1 ⇒ ① 景観づくりガイドライン（案）p.8 ⇒ ②
③ 重点地区指定制度の導入について	・ガイドライン40ページの図書⑧（景観予想図の作成例の記述）について、景観予想図を作成する際の撮影地点に、「景観づくり重点地区」からの視点を明記してはどうか。	・景観予想図に用いる写真の撮影地点として、主要な眺望軸や眺望点に加えて、「景観づくり重点地区」を明記しました。	景観づくりガイドライン（案）p.40 ⇒ ③
④ 眺望点の指定・活用について	・県指定に基づいて定める景観重要眺望点８か所について、別紙4として、各箇所の写真および概要を掲載すべき。	・景観計画の別紙4として、景観重要眺望点の指定箇所の概要（位置や眺望方向等の指定事項、地図、写真）を追加しました。	景観計画（案）別紙４ p.別紙4-1～p.別紙4-17 ⇒ ④
⑤ その他	・緑化率について、住宅より敷地面積の大きい商業・工業施設が、住宅と同等の基準で妥当か検討が必要ではないか。 ・ガイドライン31ページ（照明機器の配慮基準）の色彩(特に青色系の照明）の制限を追加してはどうか。 ・保育園の芝生化といった先駆的な取組みや、水郷都市としての水質変化への配慮についても、景観計画に位置づけるべきではないか。	・商業・工業用地の緑化についても、住宅と同水準の基準（敷地面積に応じた緑化面積）を求めることを前提とし、別途の「緑化率」は設定しない方針です。 ・照明機器の光源の配慮事項に、「特に色温度※の高い色合い」の使用を控える旨を追記しました。 ※光の色合いを数字で表すもので、色温度が高いほど青みを帯びます。 ・景観づくりは総合的な取組であることから、関係部署や関連計画との連携・整合を図り、適宜反映しながら進めていきます。	景観づくりガイドライン（案）p.25 ⇒ ⑤ 景観づくりガイドライン（案）p.31 ⇒ ⑥ 芝生化…緑の基本計画 （都市計画課） 水質変化…環境基本計画 （環境・ゼロカーボン推進課）

安曇野市景観計画及び景観条例の改定・改正検討ポイントに対する都市計画審議会（2/10）の意見への対応

項目	安曇野市都市計画審議会での主な意見概要	対応方針	計画・条例等の対応・参考ページ
② 制限高への対応強化について	※答申文書より ・市内景観を保全し、後世に引き継ぐため、建築物の高さ制限等の景観に影響する事項について、他法令に基づく規制の導入や情報発信の実施など、市景観計画や市景観条例の枠組みに捉われることなく検討を進められたい。 ※実際に出された意見の概要 ・安曇野の魅力である美しい田園風景を維持するため、建築物の高さや屋外広告物に対する厳しい規制の検討が必要と考える。 ・他自治体では都市計画区域の広範囲を第１種低層住居専用地域の用途地域を指定し、高さ制限を行っている事例がある。また、安曇野の田園風景を財産として、当該景観の重要性を発信することで、開発事業者による景観に配慮した計画立案への誘導効果もあると感じる。景観計画や景観条例の枠組みに囚われず、他法令に基づく規制や行政による情報発信等も検討されたらどうか。 ・後世に市内景観を継承するため、実効性のある規制の導入のために今後どのような対応が可能か検討すべきである。	・ご意見として承りました。情報発信につきましては、景観計画第Ⅲ部「景観づくりの推進方策」の「取り組み１　景観づくりの約束事の定めて守る」の「1-2　みんなで約束事を守る」の「（２）約束事に対する理解促進」を「（２）約束事に対する理解促進と情報発信」とし、以下の文章を追記しました。 「特に、安曇野の美しい田園風景は市の貴重な財産であることから、その景観的な価値や重要性を広く発信します。これにより、開発事業者が計画段階からこの景観に配慮した設計を行うよう誘導するとともに、市民や来訪者の景観保全に対する意識の向上を図ります。また、他自治体における景観保全の先進事例(都市計画の各種関連制度の活用等も含む)についても積極的に情報収集を行い、必要に応じて市民や事業者と共有します。」	景観計画（案）p.33 ⇒ ⑦